

令和3年度
長野県住宅審議会（第3回）
会 議 録

日 時：令和3年10月28日（木） 午前10時から
場 所：長野県庁本館棟特別会議室
（Web会議システム併用）

長野県建設部

令和3年度長野県住宅審議会（第3回）

日 時：令和3年10月28日（木）
午前10時～

場 所：長野県庁特別会議室
（Web会議システム併用）

1 開 会

○宮澤企画幹

それでは、全員の委員さんがお揃いになりましたので、定刻前ではございますが、ただいまから長野県住宅審議会を開催致します。本日の進行を務めさせていただきます、建築住宅課企画幹の宮澤でございます。本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは会議に先立ちまして建設部長の田下より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○田下建設部長

皆さんこんにちは。建設部長を務めます田下と申します。どうぞよろしくお願い致します。住宅審議会の開催にあたりまして御挨拶を申し上げます。本日は委員の皆さま方におかれましては、公私とも御多用のところ御出席いただき厚く御礼申し上げます。また、日頃より住宅行政をはじめとする県行政の推進に御支援いただき、改めて感謝申し上げる次第でございます。昨年4月に委員を委嘱させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、これまですべてオンラインでの開催でございましたが、今回初めて対面形式での開催とさせていただいております。コロナ禍を契機とした新たな日常に対応した生活様式や、働き方への転換が迫られる中、また、地球温暖化に起因すると考えられる異常気象、今年も長野県、特に中南信に災害が発生したわけでございますが、そういった中でやはり2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現など、住まいに関する施策の変革が迫られているような状況でございます。これまで委員の皆さまにおかれましては、貴重な御意見、また御提案、またパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、今回計画案を示させていただいているところでございます。今回の審議会は答申案をまとめる前段階では最終の審議の場になります。今後10年間の県の住宅施策についての基本方針を示す計画となりますので、また十分な御審議をお願いするところでございます。また、本日はこのほか、専門委員会での検討を行っております信州型健康ゼロエネ住宅、仮称でございますが、この指針や県営住宅プランの見直しについても御説明させていただきたいと考えております。委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場から奇譚のない御意見を頂戴できますようお願い申し上げます。今日はどうぞよろしくお願い致します。

○宮澤企画幹

本日の審議会は委員10名全員の皆さまに御出席をいただいております。なお、柳澤玉枝委員におかれましては御都合によりオンラインでの出席と、所用により会議途中で退席されるとの御連絡をいただいております。長野県附属機関条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。ここで申し訳ございませんが、田下建設部長は所用により退席をさせていただきます。

○田下建設部長

よろしくお願い致します。

3 議 事

○宮澤企画幹

では次に、本日の審議会資料の確認をあらかじめさせていただきます。お手元にご置きます資料ですけれども、資料1-1「長野県住生活基本計画（案）の概要」、資料1-2「長野県住生活基本計画（案）」、資料1-3「長野県住生活基本計画（R3～12）の指標（案）」、資料1-4「第2回長野県住宅審議会における意見・提案要旨と対応について」、資料1-5「長野県住生活基本計画（素案）に対する御意見と県の考え方」、資料2になりますが「長野県県営住宅プラン2016の見直しについて」、資料3-1「信州健康ゼロエネ住宅指針の概要」、資料3-2「信州健康ゼロエネ住宅指針基準の設定等について（案）」、資料3-3「信州健康ゼロエネ住宅指針（案）」、参考資料と致しまして、「県産材製品利用促進緊急対策事業（9月補正）」の資料がお手元にあるかと思っておりますが、事前にお配りしております資料に一部修正がございます。資料1-1、1-3、1-5、資料2については差し替えとしてお手元に改めて配付させていただきました。以上ですが、不足等はございませんでしょうか。なお、お手元にお配りした名簿ですけれども、小松委員が10月に御異動となられましたので、委員の皆さまには変更となった名簿を配布させていただいております。なお、本日は概ね12時を目途に終了させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い致します。それでは、ここからの会議の進行は長野県附属機関条例第6条第1項の規定により、武者会長にお願い致します。

○武者会長

皆さんこんにちは。信州大学の武者と申します。ようやく6回目にして初めて皆さんの顔というか、もちろん顔は存じ上げているんですけども、こうやって直接会って、また違うものですね。とはいえ、今年の住生活基本計画ですね、計画自体が固まってきている段階ですけれども、折角直接お話を聞けると、活発な意見が出ればいいなと思っております。よろしく願いします。今日はですね、3つほど議題があります。その前に、せっかくなので直接お会いしたということで、今一度皆さんから自己紹介ではないですけども、少し一言いただければありがたいかなと思っております。順番ですけれども、下平委員のほうからぐるっと、そんな形で回っていただければよろしいでしょうか。

○下平委員

皆さんこんにちは。長野県建築士会の相談役ということで参加させていただいております。株式会社アース下平設計という建築の設計事務所を経営しております。ゼロカーボンであるとか、県産材の部分であるとか、非常に仕事と直結するような部分でのお話がありますのでお役に立てればというふうに考えております。よろしくお願ひ致します。

○小野委員

皆さん、おはようございます。長野県宅建協会の小野と申します。本日来てこれだけ多くの方々がいらっしゃると、なかなかオンラインでは分かりづらいので、びっくりした次第でございます。宅建協会も私の会社も県庁の真正面でございますので、一番近いところからお伺いさせていただいておりますが、しっかりと今日は役割を果たしたいと思ひます。よろしくどうぞお願ひ致します。

○田中委員

長野県木材協同組合のほうで住宅部会長を仰せつかっております田中と申します。本業は松本のほうで、僕も創業は製材だったんですが、今は材木を使った建築住宅をメインに設計施工で工務店をさせていただいております。若輩者ですが少しでもお役に立てるように、御意見等々いただければと思ひます。よろしくお願ひ致します。

○平賀委員

おはようございます。長野県伊那市からまいりました平賀と申します。住まい方検討委員会のほうでいろいろ話させていただいて、私は移住者なのでそういう意味では、伊那市での暮らしだったり、長野県の暮らしの良さをすごく良く分かっているのかなと思ひて、そういったことを今回反映できればと思ひて参加しております。よろしくお願ひ致します。

○古後委員

株式会社CREEKSの古後と申します。よろしくお願ひ致します。会社は長野市でここから歩いて5分くらいのところがございます。CREEKSはコワーキングスペースの運営と設計事務所として、住宅を始めオフィス等をやらせていただいております。最近は移住とかサテライトオフィスを作りたいということでお問い合わせ、御相談等させていただいているような状況です。お役に立ちたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ致します。

○小松委員

はじめまして。市町村代表として東御市からまいりました、小松信子と申します。前回は、私、前の職場が健康保健課でワクチン接種の所管でございまして、一番忙しい時期だったので欠席をさせていただきました。申し訳ございませんでした。10月1日で会計管理者となりましたので本日また違った立場にはなりますが、よろしくお願ひ致します。

○柳澤恵子委員

皆さんこんにちは。生活経済研究所長野の柳澤と申します。会社は松本にございまして、非営利団体、例えば労働組合さんとか、共済団体さんを中心に可処分所得の最大化ということで、お金まわり全般に関わる講演する会社でございます。県庁の皆さんにも職員組合さんで講演を御依頼いただきまして、お会いした方もいらっしゃるかもしれませんが。今回はこのような機会をいただきましたのでお金まわり全般ということで住宅や生活といった視点から、意見を申し上げたいと思います。よろしくお願い致します。

○原委員

私、住宅建設施工の立場で長野県建設労働組合連合会の書記長をしております、原と申しますが、本審議会に参加をさせていただいております。前期の後半から参加させていただいたものですから、久しぶりの対面の審議会だと勘違いしておりまして、後期としては初めてだということで改めてよろしくお願いをしたいと思います。先ほど御紹介いただいた資料の中で、参考資料「県産材製品利用促進緊急対策事業」また御説明あるかと思いますが、実はウッドショックで地場の工務店が疲弊している中で、今日もこういった緊急の事業を立ち上げていただいて、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。今日はよろしくお願い致します。

○武者会長

オンラインですけれども、すみません。柳沢玉枝委員さんにも一言いただけるでしょうか？

○柳沢玉枝委員

すみません。ありがとうございます。長野県介護福祉士会の柳澤と申します。6月までは会長という立場で参加させていただいていましたけれども、6月で会長退任致しまして、顧問という形で参加させていただいています。今日は会議が重なってしまって、ちょっと遠方なものですから、早めに切り上げさせていただくということで、大変申し訳ありません。本当に皆さんに直接顔をお見せできなくて残念です。この住宅審議会につきましては、どうしても建物という色合い、建築という色合いが、やはり強いところなんですけれども、福祉の立場として発言をしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

○武者会長

はい。ありがとうございます。オンラインで見るとね、お会いすると全然印象が違うものですよね。ちょっと安心しました。それではここから議題に入っていきたいと思っておりますけれども、今日も最初に議事録の書面委員のほうを指名させていただきたいと思っております。これでいくと名簿の順番に後ろからということですので、前は古後委員さんまでお願いしておりますので、今回は平賀委員さんと小松委員さんをお願いできるかと思っております。よろしくお願い致します。

それではですね。最初の議事に入りたいと思います。1番目の長野県住生活基本計画の変更(案)についてということで、まず事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

建設部建築住宅課の泉と申します。よろしくお願い致します。説明のほうは着座で失礼いたします。長野県住生活基本計画の変更（案）についてでございます。説明に入る前に資料1-1、1-3、1-5について、お手数ですが差し替えをお願い致します。修正箇所につきましては資料説明時にお話させていただきます。前回8月の会議では、住宅施策体系（素案）をお示しさせていただき、皆さまから御意見・御提案をいただいたところです。その内容を反映した素案を9月14日から10月13日までパブリックコメントを実施致しました。また、市町村協議につきましても、同じく9月14日から10月6日までの間で行ったところでございます。パブリックコメントにつきましては、資料の1-5に記載しておりますが、1団体から37件の御意見・御提案をいただいたところです。なお、先にお配りしておりました資料1-5につきましては文字が切れておりましたので、本日配付させていただいております資料で御確認いただければと思います。内容についての個別の説明につきましては、時間の都合上省略させていただきますが、現時点での対応を表にしております。計画に反映できる箇所につきましては、修正を加えております。また、資料の1-4についてもこちらのほうは、前回の住宅審議会における意見・提案要旨とその対応についてでございますが、こちらについても個別の説明は省略させていただきますが、前回いただいた御意見・御提案について整理したものになっております。それでは資料1-1を御覧ください。こちらのほうは長野県住生活基本計画（案）の概要版になっております。画面を共有させていただきます。昨年度策定致しました「しあわせ信州”住まい方”ビジョン2030」でも触れておりますが、住まいを取り巻く環境の変化を1ページ目に記載しております。こちらの上段に社会環境の変化としまして、左側に人口減少と少子高齢化の進展ということで、人口の推移のグラフを示しております。人口総数は今後も減少が続き、総人口に占める年少人口の割合は減少、老年人口の割合が増加する見通しであることから、高齢者が健康で安心できる暮らしや、多世代が支え合える地域づくり等の取り組みを推進していく必要があります。その右側にいきまして、世帯の小規模化など家族の有り様の変化、ということで、世帯の家族類型の推移のグラフをお示ししております。棒グラフの青色の部分が単独世帯になるんですが、そちらのほうが増加傾向にあり、オレンジ色の夫婦と子からなる世帯の割合は将来にわたって減少が続く見通しということですから、ライフステージに応じた住まいの選択や、住宅セーフティネットの確保などが可能となる取り組みを推進していく必要があります。その右側にいきまして、空き家増加に象徴される住宅管理不全の恐れとしまして、空き家数の推移のグラフを示してございます。こちらの棒グラフのオレンジ色の部分が非流通の空き家になりますが、こちらのほうが増加傾向にございます。住まいの適切な維持管理や移住定住促進に繋がる活用、流通リフォーム使用の拡大等を推進していく必要があるということでございます。それから下段の左側に移りまして、自然環境の変化として、世界の年平均気温の将来予測と、全国の1時間降水量50ミリ以上の発生回数のグラフを示しております。地球温暖化に起因する自然災害の激甚化、頻発化が深刻となっております。県では2019年12月に気候非常事態宣言を行って、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを決意したところです。家庭部門における二酸化炭素排出量の削減が求められておまして、住宅の省エネ制度の向上を加速させていく必要がございます。右側に移りまして、住生活を取り巻く潮流としまして、SDGsや信州らし

さとしての強み弱み等、SWOT分析から信州らしさを活かし多様なライフスタイルを可能とする住生活について記載してございます。ポストコロナ時代における住生活も変化してきておりまして、今後の技術革新によりさらに変化すると考えられます。信州らしさを活かしたライフスタイルが可能となるイノベーションの動向を捉えた住生活を創造していく必要がございます。2ページ目を御覧ください。2ページ目につきましては、自然社会環境等の変化に対応した住まいの提案について記載してございます。豊かな自然や美しい景観、地域の歴史や文化に根差した、これからの時代にふさわしい信州の多様な住まい方を探るため、昨年度「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」を策定致しました。図の左上にビジョンを記載しておりますが、楕円の中央に3つの提案を記載しております。3つの提案について、将来を見据えたイメージとともに、その周りに記載しておりますが、右上の信州らしさを活かすこととしまして、1「住まいの姿」、環境や健康にやさしく安全な住まいということで、ゼロカーボンや地域内循環、健康や住まいの強靱化について記載してございます。左下につきましては、多様性を持って住みこなすこととしまして、2番の「住みこなし」、多様な変化やニーズに対応した住まいの選択ということで、住み替えだとか、住まいの多機能性、多様な世帯の地域共生について記載してございます。それから右下に移りまして、地域に開き地域に繋がることということで、3「コミュニティ」、地域や社会に開かれた繋がり支え合う暮らしということで、地域と繋がるコミュニティやセーフティネットワークについての記載となっております。それでは3ページ目を御覧下さい。これらを基にこれから10年間の県の住生活の理念、目標と住宅の施策の展開を記載してございます。前回、8月の審議会の際の資料では、中央部にございます、住宅施策の展開について、取り組み内容を列記しておりましたが、今回の資料では主要な施策のみを記載しております。右側の列につきましては、定量的に把握できる目標達成指標を記載してございます。修正となっている箇所につきましては、主に右側の目標達成指標について、先にお配りした資料から修正箇所が出ております。目標達成指標につきましては、資料1-3とあわせて御説明致しますので、1-1と1-3を見ながらいただければと思います。目標達成指標について主には新規指標を中心に御説明をさせていただきます。まず資料1-3の一番上の1-1、こちらは脱炭素の住まいづくりに関する指標でございまして、新築住宅のうち、ZEH基準の省エネ性能を有する住宅の割合ということで示してございます。R12年に100パーセントとするという目標を掲げております。こちらにつきましては今年度6月に策定しました長野県ゼロカーボン戦略においても同様の目標を立てておりまして、2050ゼロカーボンを達成するために、さらなる省エネ化を進める必要があることから、本計画におきましても同様の指標としております。その下1-2の指標に移りますが、こちらのほう新築住宅（木造在来工法）の県産材の使用率を示しております。現在の計画でも同様の指標がございましたが、指標の考え方が単年での目標ということでございました。しかし、ウッドショックなどの社会情勢に影響を受けやすい指標であるということで、バラつきが大きいということで、5年平均値により算出するという、これまで達成していない5年平均で30パーセント目標ということを掲げております。次、下の指標に移りまして、1-3ですね。ヒートショックの発生抑制に比する一定の断熱性能を有する住宅ストックの割合についてでございます。住宅内での急激な温度差によるヒートショック対策のため、新築だけでなく、既存ストックも含めた断熱性能の向上に関する指標ということで設定し

ております。次に2-2御覧ください。民間賃貸住宅のうち、遮音対策が行われ一定の断熱性能を有する住宅の割合につきまして、こちらの指標は全国計画と同じ指標を採用しております。子育て世帯の多くが賃貸住宅にも居住しているということで、住宅性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い、音とランニングコストの節約を含めた省エネについて、民間賃貸住宅の質の向上を目指す指標ということで位置付けております。その下の指標2-3市町村の取り組みにより除却等がなされた管理不全空き家数につきましても、同じく全国計画と同じ指標ということにしております。腐朽破損のあるその他空き家をより減少させるということを目指す、ということでこういった指標を掲げております。その下、2-4既存住宅流通シェアにつきましては、こちらは既存住宅取得戸数を新設住宅着工戸数で除したもので数値になっておりますが、既存ストックの有効活用の指標として設定しております。近年は15パーセント前後で推移しておりますが、人口減少社会となる中、既存住宅ストックというのはますます増加するということだとか、昨年度実施しました県民インターネットアンケート調査の中でも、中古住宅への抵抗感が少なくなってきたということから、20パーセントを目指す目標にするということで設定させていただいております。3つ下に移りまして、3-2子世帯と同居、近居している高齢者世帯の割合ということで、こちらは高齢者世帯と子世帯の住まいの距離ということ世代間コミュニケーションを大切にしたい同居、近居を推進する目標として設定しております。近年上昇傾向にありまして、36パーセントまできておりまして、R12で40パーセントという目標と掲げております。2つ下にいきまして、4-1の公営住宅の供給量につきましては、こちらは国土交通大臣との法定協議事項となっております。8月に事前協議は済んでおりますが本協議はこれからという状況でございます。4-2居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率という指標につきましては、全国計画でも同じ指標としておりまして、住宅確保要配慮者居住支援につきましては、特性に応じてきめ細かな対応が必要ということで本指標を設定しております。R12で40パーセントという指標を掲げております。その下4-2と4-3の指標になるんですけども、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標戸数ですね。こちら住宅セーフティネット法の賃貸住宅供給促進計画に記載する事項となっておりますので、この指標を掲げております。目標値につきましては1万戸という数字を掲げておりますが、国土交通省で定めている賃貸住宅供給促進計画の検討の手引きを基に算出しております。一番下、ここは指標をお配りしていたものから差し替えさせてもらっていますが、5-3につきましては、1-1の指標と再掲としております。先端技術を活かした住産業、経済循環の促進という基本的な施策の中で、今回、今後ZEH基準以上のさらなる省エネ化が促進されることから、それに伴って先端技術の普及ということも掲げられることが想定されるということで、同指標を設定しております。今回差し替えとなった内容につきましては、事前にお配りさせてもらっている資料1-2本文のほうへは反映はできていないですけども、本会議の御意見や再度の庁内関係課との調整、各種データの更新などを行って、次回答申案に向けて作業を進めたいと考えております。長くなり恐縮ですが、資料の説明は以上です。

○武者会長

はい。ありがとうございます。それでは、今の意見交換に入る前にですね、今の説明や概

要について何か御不明な点があったらお伺いしますけれども、確認事項ありましたら。よろしいですね。それでは、これから意見交換に入りたいと思います。今回は、12月にまた1回あるんですけれども、実質的な修正ができるのは基本的に今回までということですので、今日の議論がある意味今後10年間の計画を決めるようなこととなりますので、是非、自由に答えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。どこからでも結構ですけれども。下平委員お願いします。

○下平委員

長野県住生活基本計画の概要の部分については、非常に良く網羅されているなというふう感じております。基本計画の資料1－3の中で、Z E Hの目標100パーセントということですが、なかなかこれを実現させるためには、前からお話しました創エネ、創り出すエネルギーを取り入れないと、ただ守るだけの性能を上げようとすると非常に開口部の少ない壁の厚い物を造らないと達成できないということがあります。その中で長野県の自然を活かした住まい、いわゆる快適な環境を活かした住まいづくりという部分と、ちょっと逆行するようなどころがあって、どこら辺のところと接点を求めていったら良いのかなというのは、結構難しいなと。開口部からの熱が非常に大きく逃げるので小さい開口部のようが良い。でも山を見たりするに大きい開口部も欲しいよねというような部分で、長野県らしい、環境を活かした住まいという部分と接点というのか、ここら辺が難しいなと感じています。それで太陽光発電であるとか、創エネを入れて、その部分を差し引いた計算方法をして、Z E Hを完成させるという手法がありますけれど、そういうようなものも運用していかないとうまくいかないかなと考えます。もう1点、耐震化とヒートショックや断熱性の向上のための工事をセットで行うようなやりをしたらどうかなと思っています。今ある外壁材を剥がして、補強のための横からの力を耐えるための筋交い、あるいは合板の壁を造ってまた戻すんですが、そのときに開口部の断熱性の向上とか、断熱材を入れて筋交いを入れながら、耐震とセットというか、あわせて断熱化をやるというような考え方も非常に合理性があるのかなと考えております。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。2点ほどあったと思いますが、1点目の件については、恐らくZ E Hの目標が100パーセントになった経緯といいますか、この辺りも少し御説明いただいたほうがよろしいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

Z E Hの100パーセントでございますが、国においてもゼロカーボンに向けまして、この8月の国のあり方検討会で取りまとめをされておりました、2025年に現行省エネ基準を義務化するというのがうたわれております。遅くも2030年までに義務化の基準をZ E Hレベルまで引き上げることが、国の方針が示されているところでございます。義務化が図られた時点で、100パーセントということになりますが、県としては2030年よりも少しでも早い段階で、Z E Hの基準を標準化していきたいと考えてございます。また、国の在り方検討会の中でも示されていますが、ここでいうZ E Hというのは、外皮の性能と一次

エネの削減率ということで、創エネも含めた部分、いわゆる太陽光発電の搭載につきましては2030年までに新築で6割が示されているところです。下平委員の御意見がありました、その住み心地と言いますか、住まいづくりという部分は、この後のゼロエネ住宅の中での議論にもなるかと思いますが、単に外皮性能というだけではなくて、当然日射の取り込みですとか、信州の気候風土を活かした住み心地の良い住まいづくりが基本だと思っておりますので、そちらを誘導する中で、いかに信州らしい住まいづくりを進めていくかというのは、そこは王道と言いますか、そこは逃さない中でゼロエネ住宅というのは進めてまいりたいと考えてございます。よろしくをお願いします。

耐震とヒートショックのお話でしたが、既存の改修という御提案でよろしいですか。当然、耐震、ヒートショックも含めて、既存のストックというのは改修をしていかなければならないと考えてございます。ゼロカーボンに向けてストックの改修にあたって、その選別ということもあろうかと思っておりますけれども、そのストックの状況に応じた適切な改修を実施しまして、ゼロカーボンにも資する、また耐震も含めて、レジリエンス性も確保するような改修というのは今後していく必要があると思っておりますし、そういう改修を推進するような施策を今後考えていく必要があります。

○下平委員

住宅の耐震化率を上げるというテーマの中で、ちょっと横ばいですけど段々そういうふうになったらどうでしょうかという提案です。

○武者会長

もし盛り込めるようでしたら、文言等変更可能であればお願いしたいと思っておりますけれども。目標値自体は、1-1のところに限らずある種、政治的に決まってくるところもあると思うんですよね。それがどうしてもやはり地域の事情とか、現場の事情とずれてくる場所があると思うんですよ。そこをいかに埋めていくかは、長野県の県の政策としてやるべき重要なことかなと思います。他いかがでしょうか。小松委員をお願いします。

○小松委員

まず、一点がこちらの計画のほうへ戻りますが、指標とも少し関係があるのですが、44ページの2-3住まいの適切な維持管理と空き家の活用というところがございまして、こちらのところに見出しの中で、管理不全空き家の除却等取組の必要性として、指標のほうでも、これがR3年から12までが2500物件となっているのですが、こうなる前の対策がそれぞれ必要なものだと思います。撤去しちゃう前の、空き家になっている段階での活用。この前に段階に何か一つ対策があって、それでも活用されなかったものが、こちらの指標にあります撤去されたものになるかと思っておりますので、その前に何か有効活用ということを検討しますとか、確かにここは市町村の問題になるかもしれませんが、その辺も今後あわさって、県内のいろいろな他職種の方々と連携して活用するということも、ここに入ったほうが良いのではないのでしょうか。この辺に混ぜたというのが、県民の意識調査をされていて、15ページに中古住宅でも良いですよという回答が増えているんですよね。そういうところから見ると、そういうことが前の段階の取り組みで頭に入れたら良いのではないかと

などと思います。もう一点ですが、55ページと65ページが関連してきていると思うんですが、4の誰もが安心して暮らせる住まいの提供というところで、確かに住宅確保要配慮者、こちらの方の住居を求めていく場合、どうしても保証人の問題とか、ここに書いてあるセーフティネットが必要になってくるんですが、それについて、66ページの方はそういうことも図式にはされているので分かりやすくはなったんですが、居住支援協議会というもの、それぞれの市町村なりが作って、住宅部局、福祉部局との連携をする体制が書かれているんですが、確かに66ページの最後が、市町村が設立してその運営に務めますと言い切られてしまっているの、確かに市町村も作らないといけないのですが、これだと、確か県内ではまだ1団体、1自治体くらいしか設立がされてないかと思われま。そういうことに対して指標でパーセンテージが少し高いパーセンテージを目標と、40パーセントですか、されていますので、66ページの(5)の県のところには何かしらその辺の、居住支援協議会そういう場の設立の支援を行っていきますとか、そんなようなことを御記入されてはいいかなと思います。以上です。

○武者会長

はい。ありがとうございます。大きくは二点あったかなと思いますが、どちらもいわゆる住宅政策だけではなくて、やはり社会政策と連携しないと、これからの住まいのあり方は考えにくいですよというのが共通の問題意識なのかなと伺いましたけれども、この辺はまさに福祉関係の部局、あるいは市町村とどうやって連携していくかというのがポイントになるのかなと思いますが、その辺どうでしょうか。もう少し書き込んだほうが良いところがあれば、もし事務局のほうからありましたら。

あと、身元保証の関係は結構パブリックコメントのほうからも指摘があったので、今回修正が入っているのかなと思います。それも含めて御説明いただければと思います。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。身元保証の取り扱いにつきましては、住宅セーフティネットの中の県計画を兼ねるという中で、59ページの住宅確保要配慮者ということで、法律に定める要配慮者プラス県が独自に定められるということなんです、今回のパブコメで御意見をいただきまして、長野県が独自に本計画で規定する者ということで、その真ん中辺り、者の一番下になりますが、身元保証人を確保できない者ということを位置づけをさせていただいてございます。また、66ページの居住支援協議会の件でございますが、これまで県が主体に居住支援ということで協議会を設立して実施をしてきておりましたが、国の全国計画の中で、居住支援についてはやはり住民に一番近い市町村が主体になるべきだということがございまして、国の全国計画自体に市町村の協議会が設立をしているところが人口比率で50パーセントということで、指標が位置付けられたところとございまして、県の現状の状況を踏まえまして40パーセントということで設定をさせていただいております。ここの部分につきましては、市町村が設立するというだけではなくて、現在小海町が独自に居住支援協議会の設置をしまして、国と県あわせて居住の伴走支援ということをやっております。そういった観点で、当然設立に向けては県としても支援をしていくということになるかと思っておりますので、その部分についてはもう少し記述を、今の御意見を踏まえまして、修正をさ

せていただきたいと思います。66ページの（５）の県の記載がございますが、そのところで上から３行目になりますが、県としても市町村など各主体の取組が促進されるよう支援を行う、補完を行うと記載がございますが、場合によっては分かりやすく書き込むような形で、記載の方を再度検討させていただきたいと思います。あと、空き家の関係につきましては、２－３にかかわらず、２が移住とかライフステージ応じた住まいの選択というところを全部含めて、既存ストックの活用ということを前提にした章になります。今の記載の部分は御意見踏まえまして、より分かりやすい形で検討させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○武委会長

そうですね。２－３がどうかというか、その前の２－１とか２のところでもストック活用を進めて、最後どうしてもなくなったときに除去することになると思うんですけども、そこまず関係性ですね。それをたぶん書いたほうが、これはまさに小松委員さんが言ったように除去が目標のようになってしまうと、少し趣旨が違うのかなというふうに思いますので、その辺分かるように書いていただければと思います。他にいかがでしょうか？原委員、お願いします。

○原委員

長野県住生活基本計画の概要の３枚目の住生活の理念目標と住宅施策の展開のところで申し上げたいと思うのですが、実は御存じの方もいらっしゃると思うんですが、１、２、３、４、５と５つの大きな目標は自分も間接的、あるいは直接的に関係してくるもの、実現のために必要な課題として、建設アスベストという実は問題がございます、今年の６月９日に国会で建設アスベスト被害者の救済のための給付金法が成立致しました。御存じの方も中にはいらっしゃると思うんですが、実はこの建設アスベストのですね、昨今言われている脱炭素、断熱性能に非常に優れた耐火被覆材としても、断熱性能にもかなうと言われてきて、非常に一頃もてはやされて、住宅金融公庫の必要な標準基準でも取り上げられるほどですね、住宅でも頻繁に使われておりました。小中学校の校舎でも相当ですね、耐火被覆材として石綿が使われてきたんですが、その非常に吸い込んで肺に刺さって、肺がんですとか、悪性中皮腫という、非常に甚大な被害を被ることだと分かってまいりまして、先の国会でそういった救済のための給付金法が可決成立したところです。そういう意味では、特に直接的に影響を受けるとすれば、２番の住生活の目標、とりわけ２－４、あるいは５－３あたり。既存住宅の流通、リフォームということになってまいりますと、リフォームの場合ですと一番最近までですと2004年まで建設アスベストが使われていたという事例がありましたので、一頃ですと、一番国内で多く消費されたのは1995年においては、全体の日本の石綿の使用料の９割を建設石綿で使用していたということで、それらの既存の住宅を当然リフォームする際には、一部触ることになりますので、一応見かけ上は覆われていた物がリフォームで一部解体などによって飛散するというリスクが非常に懸念されておりますし、２－３の空き家でも除去する際に気を付けて除去してもやはり飛散してしまう。飛散すると従事者のみならず、周辺の地域住民の方に被害を及ぼすという、非常に大きな危険性をはらんだ問題でございますので、こういった形で、こういった施策を展開

していくかというのは、また工夫して頂けるとありがたいのですが、非常に建材の及ぼす中でも非常に甚大な被害をもたらす可能性のある問題ですので、何らかの形でそれらを記述していただければありがたいと思っています。国交省も石綿含有建材の調査者という資格を設けて、来年の10月からは調査を全面義務付けという形で非常に神経使っている課題でございますので、リフォーム市場の拡大が順調に進むためにも、逆にこういった課題を、問題が起きないように制度、あるいは周知ですとか、いろいろな面でそういった配慮が必要かなと思ひまして、この場を借りて一言申し上げました。よろしくお願いいたします。

○武者会長

はい。ありがとうございます。これも非常に重要な問題ですね。恐らく今言われた周知、事前な指導的な側面と、もし結果的に出てしまった場合の支援のフェーズはちょっとまた異なるかなと思うのですが、県としては恐らく前者がまずは争点になるかなと思いますが、その辺どうでしょうか。書き込めるような余地はあるでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。アスベストの対策につきましては、36ページになりますが、2の「快適で健康な居住空間の確保」というところ、3つ目になりますが、ここでアスベストについての適正処理ということで記載をさせていただいております。1-3の「健康長寿の住まいづくり」の中に記載させていただいておりますが、今の御指摘は実際のリフォーム工事の中で特に建設現場での健康、安全性の確保という観点かと思ひます。もう一度、原文を確認しまして書き込める部分があれば、修正ということで検討させていただければと思ひます。よろしくお願いいたします。

○武者会長

そうですね。ここではなくて、再掲という形でも良いかと思ひますけれども、別の箇所にも書いたほうが良いのかなと思ひます。お願いします。他はいかがでしょうか。平賀委員、お願いします。

○平賀委員

3の「信州の魅力を継承する暮らし」のところなんですけれども、前回、農に近い暮らしや、森に近い暮らしができることが、長野県らしい信州のあり方だと提案させていただいて、農ある暮らしという項目を入れていただいたのですが、森に近い暮らしということで、移住してくるのに森の傍で暮らして、そこで薪を入手できたりとか、信州らしさと言ったときにこの県を占める森での暮らし方が実は豊かだというところを、これから10年だったら10年かけて、発信していけたら良いのかなと思ひます。もう1個加えて言いますと、ここに具体的にどう落とし込めるか分からないんですけれども、今、本当に個別な暮らし、個人の暮らしについて全部存じられているんですが、例えば私がアメリカで暮らしたときに、本当に森があって湖があってその周りに家があるとか、でもそういう暮らしって実現できるのが信州のポテンシャルだと思ひていて、あるいはオーストラリアのエコービレッジみたいところは、環境に関心ある人が集まって暮らしているんですけれども、それは

別にサブカルチャー的な暮らしではなくて、本当に価値観を共有して豊かさを伴った暮らしをしているところがあって、そういう中規模開発というんですかね。信州なんですけれども基準は全部東京の家の基準みたいなものが持ち込まれていて、無駄な部分がとられていってということがあって、本当に信州の暮らし方なのかなと思ひまして、今さらなので中規模開発のことにしてもはどういうふうに書き込めるのか分からないのですが、ちょっと余地を残していただきたいのと、森に近い暮らしというのは確実に信州の暮らし方の売りになると感じております。是非触れていただけたら嬉しいなと思ひます。

○武者会長

はい。ありがとうございます。これ確かにおっしゃるとおりですよ。やはり街中とあるいは郊外が、二択のような住まい方の選択肢ですけれども、信州にはその中間領域がたくさん豊かなエリアがあるので、この辺は多分長野県の都市計画ビジョンにも位置付けがあると思うんですよ。こういう中間領域にどう住まうかというのは。そこちょっと関連付けて、この森ある暮らしという言い方が良いか、もうちょっと違う言い方があるのか分かりませんが、この3-3のところ少し加えていただければなと思ひます。あと、中規模開発のようなものですか。いわゆる団地とか言うことではなくてですね、最近スマートビレッジとかそういうような言い方もあると思ひますけれども、そういうものが何かどこかの施策の中に位置付くかどうかというところかなと思ひます。位置付けられたら、昨今そういうのが増えています、実際。重要なかなと思ひますけれどもね。もし今の時点で何かコメントがあれば。

○小林建築技監兼建築住宅課長

信州の自然を活かした暮らしが具体的にイメージできるようにということかと思ひます。代表的な例として、農ある暮らしということでお示しはしてございますが、自然を活かした様々な暮らしがあろうかと思ひますので、そこはもう少し追記ができるかどうかですね。その後の施策とも絡んでくる話ですので、具体的に施策があるかという点もございまして、今御意見を踏まえまして、再度検討させていただければと思ひます。よろしくお願ひ致します。

○平賀委員

むしろ里山を活かした暮らしというのは、そもそも信州にあった継承すべき暮らし方なのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。

○武者会長

はい。よろしくお願ひします。ほかいかがですか。ここ結構今回、議題1重要ですので、実は時間来ているのですが是非皆さん全員に。柳澤玉枝委員さん、ちょっと時間もあるので、

ちょっと一度お話、御意見伺ってもよろしいでしょうか。

○柳澤玉枝委員

実は音声が非常に聞きづらくて、ほとんど、私、そちらの話していることが所々しか聞こえてないですよ。すみません。申し訳ありません。一方的な発言になってしまうかもしれませんが、お願いします。

○武者会長

大丈夫です。お願いします。

○柳澤玉枝委員

はい。資料1-3の4-1公営住宅の供給量というところで、これに関連したことで、少し広げた発言になってしまうんですけども、R12年までに16,600戸というような大きな目標を示しているんですけども、今、公営住宅の入居に関して身元保証人がいないと入れないという、現状があるということですよ。そのことについてですけども、これだけ建物を、器を用意しても、現実的にここに入る人たち、保証人がいないがために入れなかった人たちが大勢出てきてしまうということは避けていかななくてはいけないとは思っております。今後ますます単身高齢者が増えて、身元保証人がいない人への対応が、住宅確保のために必要となってくるというふうに思っています。この問題は社会的な問題にもなっているんじゃないかなというふうに感じております。そういった中で、このパブリックコメントも見せていただきまして、パブコメの6ページの30番ですか。ここにも記載して、意見として書いてあるんですけども、ここに県内の社協が入居保証事業に取り組んでいるということが書かれているんですけども、一体実績がどんなんだろうということで調べました。そうしたら、これまで二百数十組が利用していて、その内6割が公営住宅への入居保証だったというような実態があるということです。そういった実態があるということで、保証人がいない方々、入居された方がこの事業によって住宅確保ができて、安心した暮らしに繋がっているということは大きく評価して良いことではないかというふうに思いました。そうしたところで、民間賃貸住宅にかかる入所保証について行政としての支援について検討するということを提案しますというふうなところに、触れているんですけども、県の考え方として参考させていただきますというところで留まっているんですけども、行政の施策として事業の支援というところは、具体的な対応はしていかなければいけない部分ではないかというふうに思うのですが、これからますますこういった方々が増えてくるかと思えますし、この計画が10年間の計画ですよ。そういった中で将来を見通した施策というものを、やはり入れ込んでいかなければいけないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○武者会長

はい。ありがとうございます。先ほど、小松委員さんとの意見とも通じるところがある重要な視点だと思います。先ほどの事務局からの御説明以外に何かありますでしょうか。付け加える点が。

○堀内公営住宅室長

公営住宅室長の堀内です。今お話ございました、社協による入居保証、県営住宅のほうでも活用させていただいております、そういう意味では、県営住宅では保証人、社協の「まいさぼ」さんのほうの事業も活用させていただいているんですけれども、それを活用して、県営住宅においては入居を拒むという事例はないというふうに考えております。ですが、場合によっては今のお話、将来的にそういう制度をお持ちになってもというお考えもあるのだと思うのですが、それについては私のほうも今後検討していかなくてはいけないなど考えております。以上でございます。

○武者会長

はい。ありがとうございます。柳澤委員さん、聞こえましたか。

○柳澤玉枝委員

はい。ありがとうございます。そうしたら、やはり施策として今後検討していくというところが入れ込んでいただけるんでしょうか。明確にしておいていただいたほうが良いと思うんですけれど。参考というところでは、ちょっと私は弱いような気がするんですけれども。

○武者会長

いかがでしょうか？

○小林建築技監兼建築住宅課長

今の資料の1-5のパブコメの回答の部分になりますが、参考ということではなくて、今後研究していくというような回答を申し上げましたが、今後の方向性についてですね、書き込みをさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○武者会長

参考というと御意見を含ましたようなイメージですけれども、もう少しきちんと対応することですね。よろしいでしょうか。

○柳澤玉枝委員

きちんとした対応をすると、検討もしますということでやっていただけるということですかね。

○武者会長

はい。というお答えだったかと思います。ちょっと音声があれでしょうかね。

○柳澤玉枝委員

すみません。音声がちょっと聞き取れなくて。

○武者会長

もし必要でしたら、また後で柳澤委員さんに電話等でフォローいただければありがたいかなと思います。すみません。ありがとうございます。ここで退席ということですかね。

○柳澤玉枝委員

はい。申し訳ございません。ありがとうございました。

○武者会長

それでは引き続き、時間も押していますが、ここは全部の委員さんに是非御意見を伺いたいと思っております。他いかがでしょうか。柳澤恵子委員、お願いします。

○柳澤恵子委員

今回Z E H基準の省エネ性能の新築住宅の目標値が100パーセントということで数字が掲げられましたが、Z E H基準の省エネ性を満たす住宅と言いますと、住宅の新築コストがかなり高いのではないかと懸念されます。そういった場合、県としてもその部分について何か補助ですとか、経済的支援を考えていらっしゃるのか。例えば補助金ですとか、支援金です。Z E Hの補助金はありますが、全部使おうと思うとなかなかハードルが高いということもあります。県が100パーセントの目標ということですので、県で何かしら、補助金などを検討していただきたいと思います。というのは、目標基準を満たした建物ができたけれども、そこに住もう方の生活が困窮してしまう、最悪は破綻してしまう、ということになれば、それは本末転倒だと思いますので、そういったところも含めて検討していただければなと思いますがいかがでしょうか。

○武者会長

はい。これも先ほど下平委員と、やはりお話と同じで、100という数字がとにかく上から降ってきてしまった中で、いかに生活やこの信州の今の状況とどうギャップを埋めていくかというところかなと思いますが、どうでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。短期間に100パーセントを目指すということですので、それに向けては、助成金を含めて思い切った施策の展開が必要だろうというふうには考えてございます。記載的には31ページの右上になりますが、普及を促進しますという書き方になりますが、助成金を含めて思い切った施策展開は必要であるというふうに考えてございます。

○武者会長

はい。

○柳澤恵子委員

具体的にというか、少し分かりやすく、これだけ補助をしてもらえるんだったら一步踏み出そうかなと思えるような、何かコメントになっていると良いかなと思うんですけども。

○小林建築技監兼建築住宅課長

なかなか、計画という中で個々の補助金の記載をどこまで書くかというのはありますが、これの打ち出しにあたりましては、のちほど、議題の3にもありますがゼロエネ住宅とある意味セット言いますか、そういった部分で打ち出せる部分もございますので、ここで書ききれない部分はゼロエネ住宅のほうで、ある程度もう少し具体的にお示しをする中で推進をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○武者会長

はい。そうですね。5年前倒しで目標を掲げること自体、非常に素晴らしいことですので、それに見合ったような施策が必要ということですね。これ次の議題とも関連して、また後ほど取り上げたいと思います。他いかがでしょうか。古後委員、お願いします。

○古後委員

コロナの状況でいろいろなことが急激に変化してしまったのかなというところがあって、これ作っている間にいろいろなことが変わったんじゃないかなと思っております。その中で今日、少し根本的な話になっちゃうと申し訳ないんですけども、住まいの姿というものと、住みこなしの部分ですが、何か少し離れてしまっていると言いますか、住まいの姿、新築の建物の理想の形は必要だと思いますが、結構お金のかかってくるころだと思います。そこに加えて、今、木材の価格が高騰しているところで、かなり新築を建てていくということに対しての環境が変わってきたんじゃないかなと思っています。そこにこの住みこなしのところに、ストック活用が入ってきているんですけども、環境の整備の部分ですね。ストック、流通を促すような形を取り入れていくということで、記載はあるんですけども、この住まいの姿の部分、新築だけではなくてストックを活用していくような部分の住まいの姿が、もっと大きく扱われるといいなと思います。具体的に言うと、リフォーム等への支援と言いますか、新築の補助金だとか、リフォーム、リノベーション等で断熱性能を上げるための、ここにもお金はかかってくるんですけども、その部分をもっと成長するような施策があると良いなというふうに感じました。以上です。

○武者会長

はい。今のお話は先ほど、柳澤委員さんのお話とも結構相通じるころがあって、住まいの姿って今、確かに新築前提で、しかもそれなりにコストがかかるZEHのようなイメージで書かれているんですけども、当然そうではない選択肢があって良いのではないかという御意見だったかと思うんですが、この辺書き方どうでしょうかね。今も住まいの姿、これまさに信州版ゼロエネ住宅で想定して書かれているんですけども、いわゆるストック活用のような点をここに書くのはいかがか、どうかということですが。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。1の住まいの姿につきましては、ゼロカーボン時代を迎えるにあたっての、非常に求められる性能が上がってくるという中で、ひとつの理想形という形で記載はさせていただいております。当然ストックの活用も重要になりますが、ゼロカーボンを前提にしますと、例えば平成11年基準に適合している既存住宅でも、省エネ基準が過去何回か変わってきておりますが、外皮性能的には今の基準とあまり変わらないという中で、そのレベルであれば、開口部を断熱補強することによって、ゼロカーボン時代にも適合する住まいになるのかなと考えています。空き家ストック活用という中で、ゼロカーボン時代に向けては、そのストックの選別をした上で、良い物は末永く改修をして使っていくということが一つあるのかなという中で、そういうストックについてはこの住まいの姿に載ってくるんだろうと思います。それ以外の住宅についてはなかなか性能を上げるというのは、かなり技術レベル、費用も含めてハードルが上がってくるということですが、2050年に向けて30年ある中で、そういう古い物は当然2050年という、もう築50年以上経っているので、その時点はもうかなりの物が除却されていると思いますが、平成11年基準に合わないものについては、部分的な改修、最低限のヒートショック防止を目途にリフォームをするのですとか、もしくは熱エネルギーの高い薪ストーブですね。そういった物を導入することによって、ゼロカーボンと言いますか、カーボンをあまり排出しない住まい方というのがあるんだろうというふうに思います。そういった中で、ストックの状況に応じて、活用の方法というのはいろいろな選択肢があると思いますし、そういう意味も含めて、1の住まいの姿と既存ストックということで、2番の住みこなしという中で、包括をしているというイメージで御理解をいただければと思います。

○武者会長

いかがでしょうか。たぶん言葉の問題なのかなという気もしますけれどもね。1住まいの姿という、信州版ゼロエネ住宅一択のように見えるということですよ。少しこの書き方、見せ方を少し変えていただければ対応可能かなと。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。御意見も踏まえまして、記載の方はもう一度検討をさせていただきたいと思います。

○武者会長

お願いします。他いかがでしょうか。下平委員、お願いします。

○下平委員

基本計画の概要の中の内容のところの2ですね。ビジョンがあって、イラストがあるんですが、この中に、「信州らしさ」のところ、自分らしさ、あるいは個性を活かせるとか、何かこんなような意味合いを、あるいは、「居心地・心地よさ」のところ、少し加えることができたなら良いなと思ったのは、一番最初この会議が始まったときに、ドイツ在住のジャーナリストが書いたものの中に、本当に豊かに暮らすというのはどういうことかということをお話させていただいたんですけども、やはり快適性や利便性だけが幸せではないんで

す。スローライフというか、豊かに暮らすということは、どこかにこの信州と結びつく要素があるんじゃないかと自分で思っていて、そういうことからしても、いかに個性を活かした信州らしさ、自分らしさみたいなことが入ってくると、より人の心の中に飛び込んでいけるような感じがするかなと。特にコロナの後ですね。いつもより不安だとか、そういうようなことも感じているわけですから。ちょっと優しくなって個人のところへ踏み込んでいけるのかなと思って言ってみました。

○武者会長

これも多分今までのお話と結構同じような点から、つまりこういう住まいだ、こういう住まいがあるんだ、と一択ではなくて、人によって理想の住まいっていろいろあるでしょうし、その辺が確かに住まい方ビジョンのときに議論はたくさんしていたんですけども、まとまったときに最後はゼロエネ住宅に収束していくように、今こういう見え方をしているということだと思うんですね。その辺が少しちょっと見せ方として、少し修正が必要かなというのが。複数の皆さんから意見が出たということはそういうことなのだろうと。そうですね。ちょっとその辺修正お願いできるかと思います。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。

○武者会長

他いかがでしょうか。田中委員、お願いします。

○田中委員

はい。いろいろと書き込みいただいて、関連の計画とかも非常に1ページ目に書いていただいて分かりやすくなったかなと思っています。また、木を使う地消地産の家づくりという中では、盛り込んでいただいて、県産材利用指針とかそういうものと連携をとっていくという項目があると思うんですが、目標値でも非常に気を遣った書き方というかしていただいて、ウッドショックとかの影響で利用もどう減ってくるか、非常に我々業界としても材料が入るか入らないかを含めて難しいところになってきているんですが、この辺はできれば県庁の中でも業界団体でも連携をして、サプライチェーンという言葉も出ていますけれども、そういう連携をとって随時、適材適所なり利用できる材木とかそういうものも、県全体、業界全体として、リンクをはれるような体制を作っていくということも必要になってきたのかなというふうに思いますので、その辺を1-2の地消地産の住まいづくりの中には、ネットワークの構築のようなところ、庁内・業界というのをに入れていただければ、いいのかなと自分の意見としてございます。あと、やはり住まい方の姿というところで、どうも新築だけに見えてしまうというところがどうしてもあるので、概要の1-1の2枚目のところで、住まいの姿というところに、一文、リフォームというか、こちらの方をどこかに入れれば良いのかなと。住まい方の検討会議の方でも新築もそうなんですけれども、ストックをどうしていくかが大事なことだという話も出ていたかなというふうに記

憶はしているんですが、住まいの姿というところで入れられればいいのかというふうに感じました。あと、まだ細かいところの質問があったんですが、またお聞きしたいと思います。以上です。

○武者会長

はい。ありがとうございます。2点目は先ほど来、出ている意見ですので、是非お願いしたいということと、1点目は、ウッドショックは一つの見直しのきっかけになると思うんですが、その際にやっぱり今言われたサプライチェーンのような、もう少し構造的な見直し、産業としてするという視点はこの10年というスパンを考えると、やっぱり必要なことで、それが確かに1-2はあまり書かれていないような気がするんですね。もう少しただただ県産材の供給を増やすということだけではなくて、そのための意味産業のあり方から考えるということは、どこかやっぱり自分のところに記載があって然るべきかなと思います。はい。何か事務局のほうからありましたら。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。県産材を利用した住まいづくりということで、いわゆる川上から川下までの地域住宅産業の育成ということも過去やっております、61ページになりますけれども、地域経済を支える住生活関連産業の発展の1の住宅産業の基盤強化というところで記載がありますが、今の御意見も踏まえまして、記載はもう少し検討をさせていただければと思います。

○武者会長

この5-1の産業基盤の強化という話と、県産材をどう使うかということもやっぱりリンクしてくるとということだと思えますよね。その辺をもし関連付けて書いていただくと良いのかなと思います。

○千代県産材利用推進室長

林務部の県産材利用推進室長の千代でございます。大変ありがたい御意見だと思います。私ども、木を供給する、林業あるいは木材産業のサイドでは、外材という物は御承知のとおり欲しい物を欲しいときに欲しいだけ、陳列した物を取ってくるような買い方になりますが、地元の木を山から切ってくると、屑みたいな物もありますし、そういう物にも価値を見いだしていかなくちゃいけないという、外材とは根本的な扱いの違いというものがあります。そういった中で安定的に木材を供給していくためには、おっしゃるように関連産業全体で考えていかなくちゃいけないということだと思いますので、その旨、記載していただくということは、林務部サイドの方からもどのような記載の仕方が良いのか一緒に御相談させていただきながら、検討してまいりたいと思います。

○武者会長

是非、林務部サイドからの御意見いただければありがたいと思います。小野委員、お願いします。

○小野委員

私は、2-4に関する事かな。既存住宅の流通シェアのところはほとんど書かれているのかなというふうには思っているんですけども。先ほど来、お話が出てはいますけれどもストック住宅、いわゆる既存住宅、空き家ですね。質の問題でいくと、やはり決して質の高い住宅が揃っているかというところ、そうではなくて質の低い住宅が空き家として残っているという現状なんですね。ですから、耐震性もないし、断熱性能もないし、遮音性能もない。基本的にZEHが求めるような基準を出していないというのが現状の中古住宅の見方ですね。ですから先ほど、柳澤委員もおっしゃってましたけれども、空き家を除去する前に、空き家をどうやって、質の低い住宅をどう活用していくかというところも大切かなと、今まさにそう思います。現状、我々不動産業界で、問題になってくるのは、流通に乗る前の段階で様々な課題があるということですね。もちろん、その所有者の相続の問題も非常に多くあります。一方ではファイナンスの問題がこの先に進めるか、大変大きなネックになっていて、例えば入居者が望むようなリフォームの費用が出ない、捻出できないとか、借り入れもできないといったところで、リフォームすらできないまま。ですから流通には上がってこないですね。我々もそこがクリアしない限りは流通に乗せられない。そういった売却するにしろ、賃貸に出すにしろ、ファイナンスのところの問題というのが非常に多く今のしかかっている状況なので、こういったところの話は、今回この指標と目標という形で素晴らしい数値、あるいは文言で書かれていたので、今後の施策の段階で多分議論が出てくるころの話かなと、私は思っております。先ほど、平賀委員のほうからお話があった、農ある住まいが信州らしい。私は県外から来た人間なんですけれども、やはり同感です。ただ農ある暮らしということになると、じゃあ畑を取得しないといけない、畑を借りないといけない、田んぼも借りないといけない。といったところで、山林の売買はできるんですけども、農地の売買はできない。宅建業法でできないことになっています。この辺は農地法の関係があって、3年前から一部緩和されていて、現在の長野県内、空き家住宅に隣接した田んぼは一般の方でも買えるようになって、非常にこれは歓迎する、方向性としては明るい話題で、長野県に非常に頑張っていただいたのかなと思っているのですが、さらに一層その辺を、信州らしい住宅の確保は何なんだといったところで、今回のいわゆるあり方のところで素晴らしい基本計画を作っていただいたなと思います。あとは、やり方のところは具体的な施策のところ、それらの業界の方々の連携と協働でやっていければ良いのではないかなと思っています。特別何か意見ということはありません。

○武者会長

はい。最後にまとめるようなお話をいただけたのではないかと思います。ありがとうございます。特に最後の農地の関係は、これまでそういう需要があったにもかかわらず、やはり法制度的な壁に阻まれて、自分の実現したい生活ができないということが結構あったと思います。その辺が、市町村で何か条例とかで特例で、これまで対応していた部分もあったと思うんですけども、その辺をも少し県としてしっかりやっていってるという方向性はいつもあるのかなと思います。いずれにしても各委員さん様々な専門の視点から御意見いただきましたけれども、共通するのはやはり、住宅政策だけで完結するものではないんだということだと思っんですね。やはり社会政策だとか、林業をはじめとした産業政

策、あるいはその都市計画辺りと連携をしていかないと、これはなかなか目標値自体が達成できない。あるいは目標値を達成すること自体に意味がないという状況も生まれてしまうということだと思っんですね。その辺を少し最後の修正に向けて御検討いただければと思います。すみません、大分ここ時間を取って議論をやらせていただきましたが、ちょっと重要なところですので時間を取らせていただきました。それでは、次の2番目の議題にまいりたいと思います。議題の2番、長野県県営住宅プラン2021の策定についてというところで御説明をお願いしたいと思います。

○堀内公営住宅室長

はい。改めまして、公営住宅室長の堀内と申します。どうぞよろしくお願い致します。私からは県営住宅プランの策定について御説明いたします。座って失礼いたします。これは前回の審議会でも御説明いたしました、現在の県営住宅プラン2016の現状と課題を踏まえて新たな計画を策定するにあたって、現在の考え方、案を示したものでございます。まず、目的でございますが、住生活基本計画の目標のひとつ、誰もが安心して暮らせる住まいの提供を踏まえ、記載のとおり人口減少と少子高齢化が進展する中、住宅確保要配慮者の安心安全で快適な暮らしを確保するため、市町村や関係部署と連携をさらに深め、県営住宅のストックの有効活用と長寿命化を図りながら、居住環境の改善を推進するものでございます。計画期間は2021年（令和3年）から2030年（令和12年）までの10年間とし、概ね5年で見直すこととしております。本プランの位置付けでございますが、住生活基本計画を具体化するもの、また、県有施設全体の長野県ファシリティマネジメント計画の県営住宅に係る個別計画と位置付けております。本プランの背景でございますが、現プランの2016では住宅設備がない住宅のリフォームや、市町村との共同建て替えなど、計画的な施策実施により、既存ストックの住環境を確保してきておるところでございます。また、市町村移管、協議については一定程度の進展はあるものの、個別調整だけでは困難な状況となっております。さらに新たな課題としまして、地球温暖化やポストコロナを見据えたものも背景にあると考えております。左側の管理戸数、管理必要戸数の推計でございますが、現在の管理戸数は県営住宅、市町村営住宅合わせ、31,927戸でございます。これを10年後の2030年の管理必要戸数と致しまして、国の算出プログラムに基づきまして、県全体で27,500戸と試算推計し、さらに市町村と既存住宅の状況等を勘案調整致しまして、県営住宅の戸数は現時点で、暫定値で今後変更する可能性もございますが、12,700戸としておるところでございます。次に県営住宅の管理方針でございます。これは現プランと基本的に同じでございます。維持管理するものと致しましては、耐用年限を踏まえ、中高層住宅を主に維持管理していくと。それから、用途廃止、市町村移管に関しましては、耐用年限を経過した低層住宅につきましては需要の動向を踏まえ、順次用途廃止、また、住棟・団地の集約化をしていくこととしております。県と市町村との役割分担や、市町村の施策を踏まえた移管等については協議を行い、協議が整ったものから建て替えを進めてまいりたいと思っております。構造別の状況については記載のとおりでございます。真ん中のところにいきまして、プランの方向性でございますが、現況の課題等を踏まえ、大きく3つの柱建てを致しました。まず1点目、県営住宅の安定した供給。これは記載のとおり、住環境改善、ストックの長寿命化、また、市町村との連携の強化、それから効率、効果的な管理。これはも

う基本中の基本だと思うんですが、これをやっていくこととしております。そこに加えて新たな課題である2番目になりますが、地球温暖化への対応としまして、ゼロカーボン、脱炭素に向けた対応、それから温暖化等に起因します災害に対しまして強い住宅の提供を考えております。さらに3点目としまして、多様な変化やニーズへの対応としまして、住宅セーフティネット機能の強化、設備等の強化等を行ったり、人口定着への対応、それから高齢者が多い現況も踏まえたミクストコミュニティの再構築、さらにポストコロナやDXの進展を見据えた整備対応をすることと考えております。これらを受けまして、4番目、一番右側の列でございますが、施策展開でございます。まず、中高層住宅におきましては、子育て向けに子育て期に適した間取り等にするリノベーションや、ユニットバス、風呂釜から高効率の給湯器への取り換え等を図るリフォーム、外壁や屋根を改修、またZEH化などを図る省エネ性能が低い住宅をリフォーム、エレベーター設置のない住宅のリニューアル等を考えております。低層住宅につきましては、先ほど管理方針でも示したとおり、用途廃止、市町村移管を考えておりますが、その中でも維持管理していく団地につきましては、浴室設備の設置、ZEH化等によるリニューアルを進めてまいりたいと思います。あとは、先ほど御説明しましたとおり、移管協議の整った住宅の建て替え等で記載のとおりでございます。また、全体と致しましては、市町村との役割分担による協議を進めるとともに、記載のとおり実施してまいりたいと考えております。一番下の時代に即した適切な住宅管理につきましては、入居優先枠の拡充であったり、若者定住の推進などを進めてまいりたいと思います。私の方からは以上でございます。よろしくお願い致します。

○武者会長

はい。ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、御意見あるいは確認したいこと等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これまで何度か見てきた内容かなと思いますが。これは住宅政策なので当たり前かもしれませんが、どう建てるかというのがやっぱりもちろんプランなんですね。その前に今日のお話だと、どう建てるか以前の問題として、多少どこかの方向性の一つくらいに、ある意味どういう方に住んでもらうかというか、社会政策としての柱が一つくらいあっても良いのかなと、今日の議論聞いていて私なんかは思ったんですけども、その辺いかがでしょうか。あるいはどこかに盛り込まれているようであれば良いのですが。

○堀内公営住宅室長

公営住宅全般にそうなんですが、まずベースとしては低所得者層の方に提供するものということで考えております。ただその中でも、先ほど話しましたけれども、現況として高齢者世帯が多いということで。それは抽選で公平に入ってきているものなので、そういうものではあるんだろうとは思いますが、ただ一方で若者も子育て向けには施策も展開しているところなんですが、若い世代も入ってきていないということもございますので、そういったことで、3-3のミクストコミュニティの構築、これに基づいたものとなれば一番下、施策展開の時代に即した適切な住宅管理等に書いております、若者の定住の推進等。これは前にもそんなようなお話もあったかあれなんですけれども、そういったようなことも今後の計画の中では盛り込んでいきたいかなというふうに考えております。以上です。

○武者会長

はい。ありがとうございます。他、皆さんからいかがでしょうか。小松委員、お願いします。

○小松委員

先ほどの計画の内容とも少しかぶるんですが、先ほど会長さんがおっしゃっていただいた、先ほどの議論の中と少しリンクするのであるならば、この「時代に即した適切な住宅管理」というところの3のところ、入居優先枠の拡充というところで、先ほどから出ている、身寄りがいないとか、住宅確保要配慮者の方々への対応をここへ入るのかなと、私も勝手に見ていたんですが。そこら辺の文言を入れれば良いのかなとは思ったんですけどもいかがでしょうか。

○堀内公営住宅室長

はい。おっしゃるとおり、入居優先枠の拡充ということでございますが、今現状でも高齢者の方なり、身体障がい者の方等、要配慮者の方に関しては、例えば基本は抽選なんです。そういう方々に対して抽選を2回にするというような形でやっているところでございます。後は、先ほどの身寄りのないというお話もありましたが、そちらについては先ほど御説明したとおり今は社協さんの制度等を活用しながら、県営住宅においてはやっているところではあるんですけども、そちらについては対象というよりも制度的な問題と言いますか、ベースとすれば低所得者向けの住宅というまずベースがあって、その中で身寄りのない方をどうするかというのはあるかと思うんですけども、現在は社協にもお願いしてその制度を活用していますけれども、そういったことに関してはもう少しそういうことにとらわれないということも考えていかなくちゃいけないなど、それは今後の研究課題と考えております。書き込めるところは、書き込めるかどうか。本文のほうにはそういうことが書き込めるように考えていきたいとは思っております。以上です。

○武者会長

よろしいでしょうか。はい。そうですね。このプラン自体が趣旨とどこまで今の話があるか分かりませんが、一応10か年計画ということですので、その辺も含めて反映していただければと思います。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それではこの議題の2番は終了させていただきたいと思います。続きまして、議題の3番です。「信州版健康ゼロエネ住宅（仮称）推進指針の策定」について事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局（建築住宅課 塩川主任）

建築住宅課建築企画係の塩川と申します。よろしく申し上げます。本審議会に先立ちまして先週金曜日、22日に第4回目の信州型健康ゼロエネ住宅推進指針検討専門委員会を開催致しました。専門委員会では今回お示しさせていただいている資料3-1から3-3までお示しさせていただいて御説明させていただいてところでございます。基準や検討内容につき

ましては概ね異論はなかったところでございますが、昨今のいわゆるウッドショックや、資材の高騰により建築費が以前の約2割増しになっているという現状ですとか、ゼロエネ住宅普及のためには補助金申請や制度の簡素化が必要であることについて言及いただいたところでございます。また、住まい手の生の声というところで、高断熱住宅にお住いの方へインタビュー等を行って、県から情報発信したらいかがとか、先ほども御議論いただきました既存ストックの活用促進の必要性についてなど御意見をいただいたところでございます。さて、資料の説明をさせていただければと思います。資料3-1を御覧ください。県はこれまで環境負荷の軽減、県産木材による地域の産業循環の促進などの目的を達成するため、ふるさと信州・環の住まい基本指針を策定し、その普及に向け取り組んでまいったところでございます。また、今年の6月ですけれども、長野県ゼロカーボン戦略を策定し、家庭部門や産業部門などを含めた県全体としての温室効果ガスの正味排出量を2010年比で2030年までに6割減とすることを目標に掲げたところでございます。戦略における住宅分野の目標につきましては、2030年すべての新築住宅のゼロエネルギー化を掲げているところでございます。一方、先の議題でも触れさせていただいたとおり、国においては2025年省エネ基準の義務化、あるいは2030年のZEH基準の省エネ性能義務化などがロードマップとともに示されたところでございます。そうした背景、ならびに専門委員会等で、今まで御審議いただいた内容を踏まえまして、信州健康ゼロエネ住宅が目指すものでございますけれども、資料中段の緑で示させていただいたところの5点となっております。一つ目、建築計画の工夫を始め、断熱性能の確保と再生エネルギーの有効活用によるゼロエネルギーを実現する住まい。二つ目、ライフサイクルCO₂を最大限削減し、ゼロ以下とするゼロカーボンに資する住まい。三つ目、豊かな森林資源の活用など、信州の気候風土等を活かした、多様な住まいづくりの促進による地域住宅関連産業の活性化。四つ目、県産木材など地域の資源の活用や、地域の人材、エネルギーの循環など地域内循環の創出。五つ目、家族や世代を超えて長く住み継がれる良質な資産の形成による健康・快適・安心・安全な暮らしの実現でございます。先ほど、住生活基本計画でも御議論いただいたところではございますが、2030年100パーセントを目指す上での施策、支援につきまして、健康的な暮らしの創出やライフサイクルコストの低減などを通じた県民の意識の醸成、建築事業者の技術力向上等による住宅関連事業者の担い手の育成、また、行政からの補助金を含めた支援、重ねて記載はございませんが、金融機関とも連携を図りながら、県一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。続きまして資料3-2を御覧いただければと思います。前回審議会でも同様の資料を用いて御説明申し上げたところでございます。前回からの変更、ないしは検討事項となっている部分を抜粋して御説明申し上げます。資料中段上でございます。本来エネルギー計算に考慮されない薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを活用した暖房設備を設置した場合は、県独自の基準と致しまして、エネルギー計算に一定程度考慮できるように致しました。次に県産材利用、ちょうど中段辺りでございます。2030年の新築住宅ゼロエネ化を見据えまして、早期に建物性能の確保を行うための土台作りが必要と考えまして、断熱性能の確保についてより注力させていただくため、最低基準のハードルを下げたところでございます。一方で、推奨基準や先導基準では構造材に限らず、仕上げ材、羽柄材等を含め、住宅建築で使用する木材の6割ないしは8割を設定させていただき、助成金の組み立ての中で、今まで県産木材を

活用していただいた方々と同等の優遇が受けられるようにしていきたいと考えてございます。その他、今後新たに検討を進めるべき指標と致しまして、暖房負荷を位置付けてございます。これは資料の上段でございます。冬季の日射取得を燃費計算に反映できる暖房負荷につきまして、単なる断熱性能だけでは評価できない項目となっておりますので、当該指標を適切に評価することで、環境負荷の低減と豊かな住空間の創出の両立が数値化されるものと考えてございます。続きまして、資料の3-3を御覧いただければと思います。現時点での作成状況をお示しさせていただいたものではございますが、住生活と取り巻く社会情勢等を記載した総則に始まり、設計等の各段階における留意点、信州健康ゼロエネ住宅の整備方針及び基準、並びに建築主への利点、最後に既存ストックの活用・改修について項目出ししてございます。中身の説明は割愛させていただきますけれども、既存ストックの活用・改修の項目では、18ページ以降に記載させていただいているところではございますが、既存ストックの活用の見極めを行いまして、適切な改修計画を促してまいりたいと考えているところでございます。専門委員会の開催自体は先週で最後となったところではございますけれども、引き続き、委員の皆さまや建築関係団体の皆さまと意見交換をさせていただきつつ、指針の作成を進めてまいります。本日は専門委員会における審議事項につきまして御承知いただきますとともに、信州健康ゼロエネ住宅の概要、基準の設定等、全体を通じて幅広く御意見をいただきたく存じます。私からの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○武委会長

はい。御説明ありがとうございました。こちらはかなり専門委員会のほうでも意欲的に御議論いただいた内容かなと思いますけれども、皆さんのほうからお気づきの点ありましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。下平委員、お願いします。

○下平委員

このゼロエネ、ゼロカーボンについては専門分野的な部分で技術的な範囲になってくると思うんですけども、この地域内の循環と県産材ですね。県産材の木材を地域内の循環の創出とあるんですが、実は地域の製材屋さんがほとんどなくなっているような、今までの経過の中で。森林経営が難しくなっている山の持ち主にしても、木は切りたいんだけど、伐採してしまうとその後の木を植えたり草狩りが大変だから、もうやらないで残しておこうというような現状がある中で、地域内循環の創出とあるんですが、これは具体的にどういうことを目指しているのかお聞きしたいと思います。

○武委会長

はい。いかがでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

はい。県産材の利用拡大につきましては、住宅施策、林務施策と一体的に進める必要がある中で、住宅施策としては需要の拡大の部分で利用促進を図り、当然地域資源、利用が拡大する中で、それに伴う林業の活性化が生まれると。今製材工場のお話もありましたが、

そこは林務施策と一体的に進めていく話だと思いますが、利用の拡大の中で、地域内の経済循環、それと地域の工務店が施工することによって産業の循環等々。住宅は一生の中で一番大きな買い物になりますので、その中で地域資源、県産材を始めとした地域資源の需要拡大をしていくということが、地域の工務店の施工による地域内経済循環、ひいては産業、それと将来的には蓄電池等の普及でエネルギーの循環等も含めて、広い意味での地域内循環の創出に資するということとところで考えております。

○下平委員

ウッドショックの経験から、アメリカやカナダなど遠くから運んで来ても安いからということで今まで使ってきたようなことがあるんですけども、やはり国内には相当量の木材資源があるわけで、それを国家戦略的にも持続可能な循環、あるいは供給のできるような国をつくっていくことがすごく大事だなということ。非常に良い経験をしたので、これを機に思い切った施策が必要かなということ。若い人が働けるような環境をつくり、また木を植えて切れる、伐採できるというような、その循環を目指すことが必要なんだろうなというふうに思います。

○武者会長

はい。非常に重要なというか、鋭い御指摘だと思います。やっぱり地域内循環の創出して、その言葉自体には誰も反応する人がいないと思うんですけども、ではどうしていくかと言うときに、先ほど田中委員さんも言われましたけれども、やっぱり中長期的に県としてどういう県産材のサプライチェーンを作るのか、あるいは作らないのか分かりませんが、その辺はかなり中長期的にきちんと考えていかないと、これはなかなか難しい問題であると思いますので、ここはもう少し具体的に議論が本当は必要なところかなと思います。

○千代県産材利用推進室長

いいですか。

○武者会長

はい。どうぞ。

○千代県産材利用推進室長

林務部ですけれども、その点に関しては、県も森林づくり条例という条例がありまして、これに基づいて、ここ10年間のこの基本的な中長期の計画を作ることになっていまして、これの見直し時期が今年から来年にかけてということになります。この中で、林業は林業の課題、その一つ下流側の製材加工、木材産業の部分の課題、これもそれぞれありますので、今おっしゃられたような問題意識を持って、今後50年先、100年を見据えた中で、向こう10年どういうふうにやっていくかということ、これはまた別の場での議論も当然ありますけれども、そんな中で森林づくり指針という名前の計画を見直しすることになっていきますので、今日の御意見も十分参考にさせていただければと思います。

○武者会長

はい。ある意味ちょうど良いタイミングで策定のタイミングが来ているかと思っておりますので、是非逆に今度は住宅側の意見もうまく連携しながら、やっていただければありがたいと思います。他いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。はい。ありがとうございます。それでは今の御意見含めてまた少し見直していただいて、策定作業を進めていただけたらと思います。予定していたのは3つなんですけど、(4) その他で、まさに今話に出てきた、県産材利用推進室の方から参考資料が出ておりますので、こちらの説明をお願いしたいと思います。

4 その他

○千代県産材利用推進室長

はい。では県産材利用推進室から別紙の一枚刷りの資料、参考資料を配布させていただきます。県産材製品利用促進緊急対策事業（9月補正）というペーパーでありますけれども、情報提供させていただきたいと思っております。先般、県議会の9月定例会に補正予算で上程致しまして、可決成立した事業でございます。1番の趣旨でありますけれども、今般の外材製品の価格の高騰及び輸入量減少という、いわゆるウッドショックですけれども、これによりまして県内の工務店等に木材の調達が困難になっているなどの影響が出ているということでございます。県産材にとっては使っていただく一つのチャンスというふうに捉えておりまして、県内の工務店、特にこれまで主に外材ですとか県外産の物を扱ってみたいような事業者の皆さんに対しまして、県産材製品の購入経費、それと製材工場とのマッチングの経費等を補助するというふうな内容でございます。それによりまして外材製品等から県産の製品への転換を図ろうという事業でございます。事業の必要性等は御覧のとおりでございます。事業主体は長野県工務店協会を主体と致しまして、4番の事業内容でありますけれども、県産材製品の購入経費、これは各建築関係の事業者の皆さんが工務店協会へ申請をしていただいて、使っていただくというものであります。また、同協会の方で製材所とのマッチングの支援ですとか、普及啓発に係る経費の補助等も行うということにしております。補助要件等は御覧のとおりでありまして、6番の予算額ですけれども、3,397万円ということで内訳は以下の表のとおりであります。特に県産材製品の購入経費につきましては製品1㎡あたり13,000円の経費補助ということで、上限で新築の場合は26万円、リフォームが9万円ということにさせていただいております。事業目標としては新築リフォーム合わせまして190棟程度を予定していくものでありまして、現在事業主体の工務店協会さんと事業をスタートするための準備調整を進めているというところでありまして、11月まもなく事業者の皆さんにも御案内できるというふうな予定で現在取り組んでおります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○武者会長

はい。ありがとうございます。先ほども原委員さんからこういう機動的な対応が望ましい

というような御意見もありましたけれども、いかがでしょうか。何かありましたら。原委員さんお願いします。

○原委員

冒頭の御挨拶でもお礼を申し上げたところですが、一方で私どもの会員に常々県産材の利用促進を訴えているところですが、一番よく聞く答えは、認証製品を取り扱う材木屋さんが周りにあまりにも少ないという、必要なときに必要な認証製品が手に入らないといった声が非常に多く、かねて訴えております。過去、林務部の方からお話いただいたのは、思っている以上に県下で取り扱われている材木屋さんが多い、認証品をです。というお話も聞いているので、今回のこの事業の中で、このマッチング支援ですね。意外と地場の工務店も認証の取り扱い材木店を知らないんじゃないか。本当にそうであればいいなと思っているんだけど、これは実際やってみなければ分からないんですが、こういう経費の補助もさることながら、私自身は製材所さんに、認証品を扱う製材所さんとのマッチング事業を非常に期待していて、そこがうまくいけば、好循環、好サイクルのスタートになるのではないかとということで、むしろこちらを期待していることでございますので、特に申し上げます。よろしくお願いします。

○武者会長

はい。ありがとうございます。いいですか。

○千代県産材利用推進室長

はい。おっしゃるとおりで、そういう問題意識を持っておりますけれども、県内工場はやはり大規模工場がありませんので、中小規模が多いということで、今まで情報が行き渡っていなかった部分もあると思いますし、今回のマッチングの中で、実際の商取引もそうですけれども、お互いに持っている課題みたいなものを共有することが重要かと思っておりますので、そんな機会の創出に県としても努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○武者会長

はい。ありがとうございます。それではこれで議題は終わりたいと思いますけれども、事務局のほうから事務的な連絡があるかと思っておりますのでお願いします。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

はい。今後の審議会の日程でございます。今後につきましては本年度の最後となります第4回を12月中旬から下旬に開催したいと考えております。後日、日程調整のための照会をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○武者会長

はい。ありがとうございます。すみません。10分ほど伸びてしまって申し訳ありません

が、最後でしたのできちんと議論をしていきたいと思ひましてやらせていただきました。ありがとうございます。これで議事のほうをお返ししたいと思います。

○宮澤企画幹

武者会長、円滑に御審議いただきありがとうございました。本日は長時間にわたり御審議をいただきました。閉会にあたりまして建築技監兼建築住宅課長の小林から挨拶を申し上げます。

○小林建築技監兼建築住宅課長

本日は長時間にわたりまして、熱心に御議論をいただき貴重な御意見も賜りまして誠にありがとうございました。本日委員の皆さまから頂戴しました御意見を反映させまして、さらに庁内関係部局とも最終的な調整も踏まえまして、次回長野県住生活基本計画の答申案としてまとめてまいりたいと考えてございます。本日いただきました御意見、既存ストックの活用ですとか、信州らしい住まい方をもう少し幅広に提起できないかですとか、幅広い視点での関係部局の連携による施策の展開等々、御意見をいただいたところでございまして、具体的な記述につきましては、場合によりましては個別に調整をさせていただくこともお願いをしながら、次回答申案ということでまとめさせていただければと考えてございますので、よろしくお願ひ致します。計画の変更作業も終盤となってまいりましたが、引き続き委員各位の皆さまの御協力を賜りますようお願ひを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました

○宮澤企画幹

以上を持ちまして閉会と致します。本日はありがとうございました。